

令和7年度 調布市立染地小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止に関する
法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会基本方針
- ・調布市いじめ撲滅の手引き 等

目指す児童・生徒像

「みんながつくる みんなが大好き 染地小学校」

- あたたかく 「自分も人も大切にする子ども」
- たくましく 「自分で考えて行動する子ども」
- まえむきに 「自分からチャレンジする子ども」

○目標策定の方針

素直で明るい児童である。友達を思いやり、温かい人間関係をつくり協力する児童の成長を願い、いじめ問題を重要課題ととらえて対峙し、いじめを生まない学校づくりにむけた学校内の体制の一層の整備を進める。また、積極的に家庭や地域と連携を強化していじめの防止と早期発見に取り組む。

いじめ防止等に関する学校の目標

あらゆる機会を通じて全児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自己肯定感や他者理解等を深める指導を工夫して、互いの人格を尊重し合い、心の通う人間関係の構築を図り、いじめを生まない学校づくりを推進する。

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の指導力の向上

- ・教職員に対する研修(年3回)を充実させ、いじめの未然防止や早期発見のための視点の共通理解を図る。

○学校の組織的対応

- ・いじめ防止等の対策のための校内体制として学校いじめ対策委員会を設置する。構成委員は、校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

【いじめの未然防止】

- ・学校内に「いじめ相談窓口」(校内委員会)を開設し、学校便りで周知する。
- ・児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、教職員が「見過ごさない、見誤らない、見捨てない」の共通理解のもとに組織的な指導体制を確立して、対応する。いじめの周囲にいる児童が「見て見ぬふりをする」心理を踏まえて、いじめを止めたり知らせたりする勇気を出すことの大切さを伝える。
- ・「人権週間」における児童会の取組を通して、児童がいじめについて主体的に考える機会を設ける。
- ・いじめ防止の授業を年3回行う。

【早期発見】

- ・長期休業明けの学期初めやふれあい月間だけでなく、毎月生活の様子についてのアンケートを実施することで、いじめの早期発見に努める。問題行動については、速やかに対応するとともに、管理職、生活指導主幹に報告する。
- ・第5学年の児童における、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ・インターネットを通して行われるいじめに対する対策として、情報モラル教育カリキュラムに基づいて計画的に各学級で指導し、徹底する。

○スクールカウンセラーとの連携

学校いじめ対策委員会の構成委員として、校内委員会に参加し、児童の実態・対応について共有する。

○保護者・地域との連携

日常から児童や学校の情報を保護者や地域に提供し、信頼関係を築いていくとともに、保護者からの相談やいじめの情報の提供に、誠意のある対応をする。

具体的ないじめの対応(早期発見、重大事態への対応)

いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合

① 実態把握の観点	② 指導・支援の基本姿勢	③ <被害児童・生徒の支援>
・いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。	いじめ対策委員会の構成員は、校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。ケース内容によって、学校長がメンバーを招集する。週1回生活指導夕会を実施し、児童の様子や指導の手だてについて共通理解を図る。いじめの実態がある場合は、適宜いじめ対策委員会を開き、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の早期解消に向けて組織的に取り組む。	いじめられた児童が訴えやすい環境を作る。訴えを十分聞き取ってからいじめの事実について児童の訴えに沿い、整理・確認し、早期に適切に対応する。
・「いじめられる側にも問題がある」という見方をしない。		<加害児童・生徒の指導>
・いじめであるか否かは、被害者の受け止め方で判断する。		いじめ行為を制止する一方で、不満やストレスなど鬱積している感情を受け止めつつ、自己表現や対人関係の能力の向上を図るように援助していく。
・いじめ発見チェックシートを活用する。		

教育委員会や関連機関と連携して対応する場合

●関係諸機関との連携

事案発生の確認ができ次第すみやかに会合し、指導室、教育相談所、特別支援コーディネーター室、子ども家庭支援センターすこやかなど、関係諸機関と連携を密にしながら、いじめの解消・解決につなげる。

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

➡

- ① 教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ② 被害の児童・生徒への緊急避難措置を検討し、実施する。
- ③ 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討をする。
- ④ 警察や児相等との連携

年 間 指 導 計 画												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
各教科	情報モラル						「いのちと心の教育」月間					
生活指導	挨拶運動	挨拶運動	SC全員面接	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動
		ふれあい月間					ふれあい月間				ふれあい月間	
		セーフティ教室										
学校行事	入学式				始業式					始業式		卒業式
	始業式	調布市防災教育の日										
特別活動	集団生活のルール						児童会による集会			友だちを大切に		
道徳	信頼・友情	生命尊重	思いやり・親切			思いやり・親切		道徳授業地区公開講座				
	いじめに関する授業					いじめに関する授業		生命尊重	いじめに関する授業	信頼・友情		
家庭・地域	保護者会		保護者会		家庭教育セミナー		個人面談			保護者会		
					(情報モラル)							